

組合費・保険料の自動振替納入制度について

加入初月の組合費・保険料および加入金は、払込取扱票もしくは現金にてご納入をお願いしております。次月以降はご提出頂く口座振替依頼書にご記入の金融機関口座より、**毎月27日(土・日祝日の場合は翌営業日)**に自動振替致します。ただし、口座振替依頼書のご提出が遅れる場合や金融機関で口座確認が出来ない場合は自動振替納入ができませんので、速やかに「金融機関で口座確認がされている口座振替依頼書」をご提出頂きますようご協力ください。

注意：組合費・保険料の納入は1か月前納制です

- ご指定の金融機関口座には、残高不足等で振替不能等にならない様、予め預金し、残高を確保してください。
- 通帳上の表示は「SMBC(クミア化 枋)」となります。通帳記帳にてご確認ください。
- 納入金額の領収証は、年一回年末に「払込証明書」を発行（送）致します。
- 万一、振替不能となった場合は次月に2か月分および加算金（200円）が自動振替されます。
- 引き続いて、2回振替不能となった場合は、直ちに、次月の口座振替を停止し、3か月分および加算金400円を組合口座もしくは現金書留にてご納入して頂くと共に、保証人付きの誓約書の提出を求め、支部・本部財政部より組合員資格が審査されます。
- 指定の金融機関・口座名義・預金種目などの変更は、再度口座振替依頼書をご提出して頂く必要があります。
- 健康保険内容（扶養家族・居住地など）の変更は、速やかに所定の手続きが必要です。その場合に生じる納入金額の変更は、次月の自動振替時に過不足の調整を致します。